

指導行政のポイント

教育改革と“法令改正”

菱村 幸彦

このところ、教育法令の改正がひんぱんである。「平成15年版」と銘打った教育法令集が、もはや古くなっている。改正法令が法令集に集録されるまでには、ほぼ1年のタイムラグがあるから、教育法規を扱うときは注意を要する。

ここ1年だけでもこんなに

ここ1年に限っても、主な教育法規の改正はこんなにある。

- 〔A〕奉仕活動の法制化 / 出席停止の手續等の明確化 / 大学への飛び入学の拡大
- 〔B〕就学基準の改訂 / 認定就学者制度の導入
- 〔C〕教育委員会の公開 / 教育委員会の内申への校長意見の添付 / 指導力不足教員の転職措置 / 高校通学区の撤廃
- 〔D〕学級編制の特例 / 少人数指導の導入 / 定数換算による非常勤講師の活用
- 〔E〕10年目研修の導入
- 〔F〕免許状の失効 / 他校種教員免許状の弾力化
- 〔G〕学校の自己評価 / 教育情報の積極的提供

どうだろうか、ざっとご覧になって、上記〔A〕から〔G〕のそれぞれの項目に対応する法令名と該当条文の見当がつくだろうか。見当がつく方は、よほどの法令通である。

念のため、上から順に該当法令と該当条文を挙げてみよう。次のとおりである。

- 〔A〕学校教育法 18条の2, 26条, 56条
- 〔B〕学校教育法施行令 5条, 11条, 22条の3
- 〔C〕地方教育行政の組織及び運営に関する法律 13条6項, 38条3項, 47条の2, 旧50条
- 〔D〕公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 3条2項, 7条2項,

17条2項

- 〔E〕教育公務員特例法 20条の3
- 〔F〕教育職員免許法 10条1項, 16条の5
- 〔G〕小学校(中学校)設置基準 2条, 3条

こうしてみれば明らかなように、昨年から今年にかけて、数多くの教育関係法令が改正されている。とくに昨年の第151国会では、教育改革国民会議報告の提言を具体化するため、教育改革関連法として一挙に6本もの法律が改正された。

教育改革に伴う法令改正を“総覧”

法令改正は、教育改革国民会議の提言の対応のみにとどまらない。ここ10年来、わが国では財政、経済、金融、社会保障、通信など行政の各分野にわたって地方分権と規制緩和をキーワードに、さまざまな改革が推進されている。その流れのなかで、教育の分野においても地方分権と規制緩和の改革が進み、これに伴う法令の改正も数多く行われているのだ。

そこで、これらの教育改革に伴う法令改正を総覧できないかと考え、このたび『学校管理職選考で問われる最新教育法規』(教育開発研究所)をまとめた。この本は「学校管理職選考」と銘打っているが、内容的には近年の教育改革を法的側面から全体的に捉えたものとなっている。

ほぼ5年間のスパンで改めて整理してみたら、法令改正項目は70項目を超えた。編集をしながら、「この法律のこの条文も変わったのか」と、编者自身驚くことが少なくなかった。ぜひ、一度ご覧いただきたい。日常の行政執行や学校運営にきつとお役に立つものと思う。

(ひしむら・ゆきひこ = 公立学校共済組合理事長)

最新刊発売中! (管理職スペシャル・レクチャーシリーズ第2巻 A5判・定価2415円) 教育開発研究所刊

学校管理職選考で問われる最新教育法規 菱村幸彦編集

新指導要領の全面实施と“各学校での評価規準づくり”へのテキスト!

中学校『評価規準の作成と活用』国研・評価規準全文収録

既刊 小学校『評価規準の作成と活用』大好評発売中! B5判 304頁・定価2400円